

事務連絡
令和2年12月10日

各地方農政局等人・農地プラン関係業務担当課
農地バンク事業関係業務担当課 御中

農林水産省経営局経営政策課
農地政策課

「改正農地中間管理事業法を踏まえた農地の利用集積・集約化の加速に向けた取組の更なる強化について」に基づき実施した意見交換の結果について

「改正農地中間管理事業法を踏まえた農地の利用集積・集約化の加速に向けた取組の更なる強化について」（令和2年7月27日付け2経営第1177号農林水産省経営局長通知）に基づき各都道府県、農地中間管理機構及び農業委員会ネットワーク機構から提出いただいた資料の内容並びに本年9月から10月までに実施した都道府県別意見交換の結果を踏まえ、各都道府県の参考となる取組例を別添にて取りまとめました。

つきましては、改善方針に則った取組を引き続き進めるとともに、他の都道府県の取組を自県の活動方針及び計画等へ積極的に取り入れていただき、農地中間管理事業の加速化に向けた取組の一層の強化と更なる拡充に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、このことについて、行政、農地バンク、農業委員会・農業協同組合・土地改良区等の関係団体に周知いただきますようお願いいたします。

問合せ先
経営局経営政策課
組織経営G
TEL 03-6744-0576（直通）
経営局農地政策課農地集積促進室
集積企画G
TEL 03-6744-2151（直通）

事務連絡
令和2年12月10日

一般社団法人全国農業会議所関係業務担当部署
公益社団法人全国農地保有合理化協会関係業務担当部署
全国農業協同組合中央会関係業務担当部署
全国土地改良事業団体連合会関係業務担当部署

御中

農林水産省経営局経営政策課
農地政策課

「改正農地中間管理事業法を踏まえた農地の利用集積・集約化の加速に向けた取組の更なる強化について」に基づき実施した意見交換の結果について

「改正農地中間管理事業法を踏まえた農地の利用集積・集約化の加速に向けた取組の更なる強化について」（令和2年7月27日付け2経営第1177号農林水産省経営局長通知）に基づき各都道府県、農地中間管理機構及び農業委員会ネットワーク機構から提出された資料の内容並びに本年9月から10月までに実施した都道府県別意見交換の結果を踏まえ、各都道府県の参考となる取組例を別添にて取りまとめ、地方農政局等に送付しましたのでお知らせします。

貴団体系統における周知につきまして、御協力賜りますようお願いいたします。

問合せ先
経営局経営政策課
組織経営G
TEL 03-6744-0576（直通）
経営局農地政策課農地集積促進室
集積企画G
TEL 03-6744-2151（直通）

(参考)

令和2年度の農地バンク事業を加速化させるための改善方針

(注) 点線枠囲いに参考となる取組の例を追記

I 改善方針

6月26日に開催された農林水産業・地域の活力創造本部において確認されたとおり、今後、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号。以下「改正農地中間管理事業法」という。）に基づき、行政、農地中間管理機構（以下「農地バンク」という。）、農業委員会系統、JA系統及び土地改良区などの地域の関係機関が一体で、令和2年度に人・農地プランの実質化を話し合いにより集中的に推進し、実質化されたプランを核に担い手への農地の集積・集約化の具体化を順次進める。その際、各都道府県段階に加えて市町村段階でも推進体制を早急に構築し、一体となって取り組むことが重要である。

また、3月31日に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）においても、農地バンクのフル稼働として、「農地中間管理事業の手續簡素化、体制の統合一本化（農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合）に伴う推進体制の強化により、担い手への農地の集積・集約化を加速化する。特に、農地利用の効率化や、スマート農業を促進する等の観点で、農地の集積・集約化が今後、更に重要になることを踏まえた現場の取組の推進を図る。」とされている。

1 人・農地プラン実質化の推進

- ① 人・農地プラン実質化については、「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）に従って、地域の話合いを活性化させ、実質化された人・農地プランとなるよう引き続き取組を進める。
- ② 実質化を進めるに当たって、特に農業委員会は市町村と連携してアンケートを実施するとともに、農業委員・農地利用最適化推進委員は地域の状況の地図化や話し合いの活性化に資するよう、農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供を行う。
- ③ 農業者がいない等の理由により実質化に向けた工程表を作成できていない地域こそ将来の農地利用について話し合うことが重要であるため、当該地域内の農業者に対し、人・農地プラン実質化の必要性やプランに関連した各種支援措置を確実に周知し、実質化の取組を促す。
- ④ 「農地中間管理機構の活動状況等に関するアンケート調査」（経営局農地政策課において実施。6月26日に農地中間管理機構の実績等と合わせて公表。）において、農業委員会と農地バンクとの連携が「うまくいっていない」又は「十分ではない」と回答した市町村が、前年に比べ大きく改善はされているものの、全体の62%を占めている。農地の集積・集約化を加速させるために、より一層の連携強化を図る。
- ⑤ 農地バンクは、特に、農地中間管理事業（以下「農地バンク事業」という。）の重点実施区域の全てについて、人・農地プランが実質化され、農地の集積・集約化が具体化

されるよう、市町村・農業委員会等との連携を強化し、積極的に地域の話合いに参加するなど、重点的に推進する。

- ⑥ 新型コロナウイルス感染症を予防するため、地域で話合いを行う際には、感染拡大予防対策を十分に講じる。話合いが困難な場合には、話合いに用いる地図の作成や推進チームの体制整備など円滑な再開に向けた準備を進めるとともに、非対面での意見集約手法を試みる等により取組を進める。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による農業者の経営への影響を注視し、必要に応じて工程表の見直しを行う。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により話合いが中断することはやむを得ないが、実質化の気運が後退することのないよう、関係機関が一体となって当該地域での推進活動を継続する。

〔参考となる取組の例〕

- 集落での話合いの前に、農業委員・農地利用最適化推進委員、市町村・JA・県職員等によるワークショップを開催し、地図化だけでは把握しきれなかった集落の実態をあぶり出して、集落の現状把握を実施。（栃木県）
- 地域の話合いの活性化に向け、県内各ブロックを回り、市町村段階の推進チーム員を対象に、マニュアル等に基づき、話合いに重点を置いたプラン担当者の研修会を実施。（岩手県）
- 県出先機関単位で「地域農業活性化推進チーム」を設置し、更に市町村単位で「戦略推進会議」を設置して、人・農地プランの話合いのほか、担い手をどうしていくのか、農村地域をどうしていくのか等について関係機関（県出先機関、農業委員会、JA、農地バンク等）で議論・情報共有。（滋賀県）
- 県出先機関で「人・農地プラン県現地支援チーム」を組織し、JA等とも連携の上、市町村役場へ出向き、アンケート項目や話合いの進め方等の検討を支援。（長野県）
- 人・農地プラン作成の際に、市町村をはじめ関係機関から成る推進チームにおいて市町村単位で集積目標を設定し、活動計画の策定と進捗管理を行って推進。（熊本県）
- 進捗が遅れている地区の課題を明らかにし、関係機関が一体となったフォローアップを実施。（新潟県、三重県、宮崎県）
- 農業委員・農地利用最適化推進委員と、地域リーダーや農区長が参画・連携する会議を開催し、委員が現地で活動しやすい環境を醸成。（京都府）
- 県、農地バンク、農業会議、JAなど関係機関が首長との意見交換を実施。人・農地プランや農地集積だけでなく、地域農政の推進も含めて首長から理解が得られ有効。（秋田県、熊本県）
- 集積が進んでいない地区を選定し、人・農地プラン実質化の議論の中で、集落営農の組織化の促進、高収益作物の導入、隣接集落と担い手との相談活動などを行い、重点的に対処していくモデル地区を設定。（宮城県）
- 県の生産振興部門で人・農地プランの実質化推進を担当し、作物の作付の将来像も含めて地域の検討を促進。（栃木県）
- 企業参入等外部からの参入希望等を契機に地域の話合いを促進。（山梨県）
- 農業者への周知が不足しているため、SNS等を活用した周知活動を実施。（奈良県）
- 国や県等で示す新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のガイドライン等に則り、感染防止に最大限留意した上で、話合いなどの取組を実施。（青森県、岩手県）
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、対面で話合いを行う場合は30分以内とする、話合いの会場を密集しない規模に変更する、農業委員や農地利用最適化推進委員、地域の認定農業者など参集する関係者を絞った話合いとするなど、地域の実情に合わせて極力接触を減らす工夫を実施。（宮城県、群馬県、長野県、新潟県、岐阜県、京都府、鳥取県、長崎県）
- 書面による意見聴取・決議や郵送の活用など新型コロナウイルス感染症対策をとりながら非接触で推進。（宮城県、茨城県）

- 全国の事例紹介や山形県農業会議が行う農業ファシリテーター養成研修会によるスキルアップ等により、効率的な話し合い活動を推進。（山形県）
- 農業委員会が正規の手続が行われていない耕作の実態も含めて調査しており、人・農地プランの実質化を進める際には実際の農地の利用状況を地図化し、話し合いを実施。（栃木県、佐賀県、熊本県等）

2 地域の農地利用を担う担い手の育成・確保

- ① 既に高齢化等に伴う認定農業者等の担い手のリタイアや集落営農の解散が顕著に一部地域では見られている。人・農地プランで定める地域の5～10年後の将来像の実現に向け、実質化された人・農地プラン（実質化された人・農地プランと取り扱える同種取決め等を含む。以下同じ。）の内容を実行するための話し合いや、人・農地プラン実質化に向けた話し合いを通じ、どのように後継者となる担い手を育成・確保し、集積を進めていくのか検討し、地域内で経営継承に向けた具体的な行動に繋げることが重要である。
- ② 既存の担い手への支援として、農業経営相談所の専門家の派遣や、相談所の取組に係る優良事例集の令和2年度中の作成等を通じ、経営感覚のある担い手を育成し、安定して経営を継続していけるよう支援するとともに、集落営農を始めとする法人経営体設立の加速化を図る。
- ③ また、認定新規就農者も担い手の一類型であり、農地バンクにおいて貸付先を決定する際には、世代間バランスの取れた農業構造の確立に向けた地域における農業経営の継承の観点から、認定新規就農者への貸付けについて配慮する。
- ④ 農地バンク、都道府県、市町村、新規就農相談センター、農業大学校、農業委員会等の関係機関において相互に就農希望に関する情報共有を行い、新規就農者の農地確保を支援する取組を推進する。

一部の地域では、関係機関が支援チームを立ち上げ、地域の合意形成を行った上で予め新規就農者へ優先して貸し付けるための一団の農地を用意する取組が効果を上げていることから、こうした取組（新規就農モデル団地）を積極的に推進する。また、改正農地中間管理事業法により、農地中間管理権を有する農地において実地による研修事業を実施することが可能となったため、積極的に活用するとともに、研修期間満了後に研修者が希望する場合には、当該研修農地の貸付けに配慮する。
- ⑤ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第30条の2に基づき、国、都道府県、市町村及び農業委員会は、認定農業者及び認定新規就農者に関する情報を相互に提供するとともに、農地バンクは、農地バンク事業の実施に当たって、市町村から認定農業者等の情報提供を受け、適切に貸付先を決定する。
- ⑥ その他、認定農業者や認定新規就農者で認定期間の満了を迎える者が、円滑に農業経営改善計画の再認定・認定を受けるよう、行政と農地バンクは期間満了者に対して働きかけること。

〔参考となる取組の例〕

- 小規模農家を含む地域を守る様々な農業者をきめ細かく支援するとともに、集落営農の経営継続のため後継者の育成や経営の多角化、規模拡大に必要な機械・施設の導入を支援。（京都府）
- 大阪版認定農業者として年間販売金額50万円以上を目指す者や、年間販売金額＝農業者数×50万円以上を目指す組織を認定。府独自の各種支援措置が受けられるほか、農地バンクから農地が借りやすくなる。（大阪府）
- 人・農地プランの策定や地域の全ての農地を農地バンクに貸し出す「いきいき農地バンク方式」の話合いで、他地域の担い手や新規就農者、農業参入企業の受入れを検討するよう促進。（兵庫県）
- 集落営農については、女性や他産業従事者等、これまで営農への関与の薄かった人材も巻き込み、集落の将来に係る合意形成を誘導。（鳥取県）
- 複数の集落営農法人等が共同した法人連合体の設立を促し、個別集落営農法人の農地の維持・管理のサポートや新たな農地の受入れを推進。（山口県）
- 集落営農の人材確保のため、「人材の棚卸し」を実施。構成員のみならず、土地持ち非農家も含めて今後のオペレーター候補、役員候補を発掘。（滋賀県）
- 農業経営相談所の専門家も活用しながら、小規模な法人間の組織的連携を推進し、機械・施設や労働力の相互補完等によるコスト低減や経営の複合化等による経営基盤強化を促進。（新潟県）
- 農地バンクの中間保有地において、必要に応じてJAへの業務委託の活用等により就農希望者の研修を実施し、研修後に研修受講者に研修地を転貸。研修中に果樹の苗木を植えて未収益期間のタイムラグ解消にも寄与。（岐阜県、岡山県、山梨県、鳥取県）
- 新規参入の受入意向がある地域で農地バンクが農地を借り受け、転貸先であるJA出資法人等で研修を実施し、研修後に研修者に当該研修地を再配分。（京都府、長野県）
- 農地バンクでは、新規就農者に対して1～2年の短期でまずは貸し付け、問題なければ長期の貸付に移行するよう誘導。（神奈川県）
- 認定新規就農者とは別に、市町村から推薦を得られた就農予定者に対し、他の担い手同様優先的に農地を貸付け。（沖縄県）
- 中間保有期間を通常の2年から5年に延長し簡易な整備や管理を実施する、地域研修機関で新規就農受入れのための計画がある場合に、就農者が未確保でも借り受けるなど、農地バンクが新規就農者への円滑な農地確保を実施。（静岡県、山口県、宮崎県）
- JAが自ら遊休農地の解消や雇用を行い、就農のための現地研修実施後に研修農地をのれん分け。（愛媛県等）
- 離農予定の農家を事前登録し、農地を円滑に継承する取組を実施。また、研修の受入先の営農状況が分かる情報を県等のHPで紹介し、円滑な就農に寄与。（北海道、青森県、新潟県）
- 県単独事業で新規就農者が農地バンクを活用して集積した場合に賃借料を支援する取組（最大5年間）を実施。（山口県、高知県）
- 農業大学校では、定年帰農者など農業に関心のある方を対象に、「夜間塾」や「就農準備コース」等の体系的なメニューを措置し、リカレント教育に寄与。（鹿児島県）
- 認定新規就農者から認定農業者に移行する者等を対象に、施設の修繕費を支援し、円滑な移行を促進。（岐阜県）

3 農地集積・集約化の具体的な取組について

- ① 実質化された人・農地プランに基づき、地域の農地利用を担う担い手への集約方針に沿って、農地バンクの活用等を通じた具体的な農地集積を実行する。また、新たな担い手の育成や外部からの担い手の呼び込みが必要と判断した地区については、農地バンクへの借受希望者の情報など、関係機関が保有する担い手や当該地区への参入意向等の情報を共有し、関係機関が一体となって担い手の掘り起こし、農地集積を進める。

- ② 農用地利用集積計画一括方式について、令和元年度に 251 市町村において活用実績があった。導入した農地バンクでは期間短縮や事務手続の簡素化に繋がったとの声もあり、今後は、未活用県も含めて一括方式の更なる積極的な活用を進める。その際、新たな借入・転貸の際は一括方式、既転貸の再更新の際は配分計画による貸付を行うなど、ケースに応じて適当な手法を活用することを予め決定しておくことが重要である。
- ③ 農地利用集積円滑化事業と農地バンク事業の統合一体化については、農地の情報や管理主体が農地バンクに一元化され、地域における集積・集約化を進める上で有効であることから、管内の農地利用集積円滑化団体が農地売買等事業のために借り受けた農用地等の権利関係等を整理し、農地利用集積円滑化団体と農地バンクが連携する体制を構築した上で、農地バンクへの移行方針を定め、円滑な移行を進める。
- ④ 生産性の向上やコスト低減のためには、農地集積のみで終わるのではなく、担い手がまとまった農地を使いやすい形で利用できるよう、段階的に貸付先を変更し、農地の集約化を進めていくことが重要である。このため、農地バンクの取扱実績を拡大し、地域の大宗の農地が農地バンクに貸し出されるよう取り組むとともに、担い手間の農地交換による農地集約の取組を進める。
- ⑤ また、機構関連農地整備事業等の基盤整備事業との連携は、農地の集積・集約を加速的に進める上で有効な手法であり、引き続き、業務委託等を活用し、土地改良区等の関係団体と連携を強化する。また、都道府県の農地整備担当部局や土地改良区等と連携して、基盤整備事業実施地区の農地集積状況や農地バンクの活用状況について評価を行い、低調な地区においては、改善策を講じて実行に移すとともに、基盤整備完了後のフォローアップも行う。特に、農地バンク事業の重点実施区域・モデル地区内における基盤整備事業実施地区は農地バンクを通じた農地集積を進めるべきであり、関係機関と情報共有を積極的に行い、農地バンクの活用率が向上するよう働きかける。
- ⑥ 国において地域における農地集約の程度を定量的に評価するための検討を進めているところであるが、地域における集約化の進捗を地図により見える化することは重要な取組であることから、その基礎となる農地情報公開システム（全国農地ナビ）の情報の定期的な更新について、農地法に基づき、農業委員会系統において適切に実施する。
- ⑦ 遊休農地の解消及び農地の有効利用を促進するため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「農地バンク法」という。）第 8 条第 3 項第 4 号ロに基づき、農地バンクは、遊休農地が解消されれば担い手等が借り受ける見込みがある場合には、当該農地の所有者等に対して遊休化の解消を促すことを事業規程の必須項目として位置付けることとしており、市町村や農業委員会と連携を強化して積極的に所有者等への働きかけに取り組む。また、農地中間管理権の取得の際には、単に遊休農地であることや受け手が現状いないことをもって取得基準に適合しないと判断せず、機構が借り受けて維持管理を行いながら受け手を探すという農地バンク事業本来の趣旨に則った判断を行う。
- ⑧ 所有者不明農地対策（改正農業経営基盤強化促進法等）の活用実績が偏在していることから、市町村、農業委員会等に対して、制度の周知を行い、積極的に活用する。

- ⑨ 機構集積協力金は、農地の集積・集約化を地域ぐるみで進める観点から、地域タイプに重点化したところであるが、地域集積協力金の交付対象面積と農地バンクの転貸面積の相関性については、各都道府県でかなりの濃淡がある。農地バンクの転貸面積に比べ地域集積協力金交付対象面積が大幅に少ない（地域集積協力金が活用されていない）都道府県については、その要因分析を十分に行い、本協力金が農地バンクの活用を通じた担い手への農地集積・集約化のインセンティブとして有効に活用されるよう、市町村等の関係機関とともに計画的な推進活動に取り組む。その際、令和2年度及び3年度の所要額についてよく検討するとともに、担い手への集積の取組が遅れている中山間地域における取組強化と担い手同士の耕作地の交換等による分散錯圃解消支援（集約化タイプ）に関する周知徹底とフォローアップにもしっかりと取り組む。
- ⑩ 各都道府県に造成した農業構造改革支援基金の活用状況を見ると、基金が枯渇する（又は枯渇が見込まれる）県がある一方で、令和5年度においても基金残が見込まれる県がある。このため、現時点で基金残がある県については、今後の所要額の見直し等を整理し、基金事業完了後の国庫返納に向けた事務手続き等について検討を進める。

〔参考となる取組の例〕

- 実質化された人・農地プランに基づき具体的な集積を進めていくために、別途、担い手を対象とした話合いの場が必要であり、県出先機関が中心となって実施予定。（新潟県）
- 担い手不足の人・農地プラン作成地区と、広域に規模拡大を志向する経営体のマッチングを支援する「人・農地調整員」を農地バンクに配置。（静岡県）
- 中山間地域について、一旦、集落内農地を農地バンクで借り受け、地域集積協力金の要件緩和策も活用しながら、集落営農の育成や入作の誘致、地域内担い手への転貸を実施。（宮崎県、愛知県）
- 担い手確保が困難な集落の意向を掴んで、農地バンクの借受希望者リストを活用して企業参入を含めた集落外の担い手とのマッチングを支援する県単独事業「新たな農地担い手マッチング事業」を農地バンクに委託し実施。（三重県）
- 農地バンクを介して新規就農者に確実に農地を貸し付けるため、将来的な就農予定地を人・農地プランに位置付け。（岡山県）
- 農地バンク及び県（集積担当、基盤整備担当）による判定会議を実施した上で重点実施区域を設定しており、設定した区域については、年1回、市町に対して農地バンク及び県でヒアリングを実施して進捗管理を実施。（大分県）
- 新たに農地耕作条件改善事業を実施し、重点実施区域に設定する際は、地区内農地の農地バンク活用率3割以上を目標とすることを昨年度から義務化し、設定を希望する地区に対して集積・集約化の必要性を意識付け。（福岡県）
- 集積計画一括方式の導入に伴い、相対の集積計画の期間満了時に農地バンク事業への切替えを推進。受け手が見えることで出し手の安心感が高まり、切り換えが促進。（近畿農政局管内、島根県等）
- 受け手まで決まっている場合は、原則、集積計画一括方式に統一。月ごとに市町村からの事案受付から公告までの手続を体系化することにより、従来方式のように随時事務対応する必要がなくなったため、事務手続の円滑化に寄与するとともに、手続の簡素化・スピードアップを実現。（福島県等）
- 知事承認が必要な内容の業務委託は行っておらず、全て事前指定で業務委託を実施。（北海道、千葉県、福岡県等）
- J A県中央会に業務委託。農業者からの相談対応等の面で5者連携が強化され、農地集積・集約化へのJ Aの意識が変化。（埼玉県）
- J Aと農地バンクで連携協定を締結し、貸借に繋がる農地の掘り起こしを依頼。また、農地の利用調整のノウハウを有しているJ A出身の職員を多く農地バンクのコーディネート担

当として配置。(愛媛県、熊本県)

- 人・農地プランでの合意形成等を活用し、地元(担い手、農業委員・農地利用最適化推進委員)を中心として農地の交換の話し合いを進めていくことにより集約化が円滑に進展。(滋賀県、広島県、山形県等)
- 各市町村の担い手協議会が中心となって、農業委員会の公表している賃借料情報をベースに、担い手の有無・耕作条件等を加味した賃料の統一化を实践。(茨城県)
- 今後迎える大量更新期の対応として、1年前から関係権利者に働きかけを行う方針で検討中。その際、更新をきっかけとした農地集約化についても積極的に働きかけていく予定。また、集約化の推進のため、予め地域の統一賃料水準を定め、長期間かけて統一を図る取組を实践。(宮城県)
- 農業競争力強化農地整備事業の实施計画等策定事業において、農地バンクが県から業務を受託し、農地の利用状況・農家の意向調査及び農地の集積・集約化に向けた調整を行うことにより、農地バンク事業の活用を推進。(福島県)
- 農地バンクが、基盤整備事業と農地の再配分を一体的に行う農地バンク営の農地耕作条件改善事業を自ら实施することにより、事業工期の短縮を实现。(埼玉県)
- 農地バンク職員や現地コーディネーターに、ハード事業に精通した職員や土地改良区OBを配置し、地元説明会や書類作成等の助言を基に円滑な調整を实施。(千葉県、長野県、宮城県、山形県)
- 基盤整備事業实施地区のうち、農地バンクの活用率が低い地区については事業实施主体や関係機関から情報収集し、その理由を整理して関係機関で問題解決に向けた話し合いを实施。(佐賀県)
- 県内の小規模基盤整備等の優良事例の冊子を周知ツールとして農業委員・農地利用最適化推進委員に配付し、地域へのPRに活用する体制を構築。(埼玉県)
- 遊休農地の所有者に、賃料の減額による伐開等の費用分との相殺を行ってよいか事前に調整を实施。また、借り受け希望者に対しても、自費で遊休農地を解消する意思があるか確認を行い、マッチングを推進。(沖縄県)
- 本来であれば借受基準に適合しない遊休農地であっても、一団の農振農用地の中に虫食いで発生している場合には、借受基準に適合すると判断し、貸付に誘導。(神奈川県)
- 県単独事業で農地バンクや受け手が遊休農地を解消するための経費を支援。(和歌山県、香川県、徳島県)
- 再生困難な遊休農地について、森林組合と連携してシイタケのほだ木採取用の林地に転用。(鳥取県)
- 正規の手続が行われていない耕作の実態を適正化するために、「条件付高齢農家」として優先的に農地バンクの貸付先と位置付け。(沖縄県)
- 農地バンクの受け手・出し手双方からの手数料を財源とした公社単独事業(担い手集積支援事業)による地域・受け手支援や未収借賃に係る立替を实施。(宮城県)
- 賃貸借の際に保証人の設定や保証金(賃料1年分)の徴収、一般法人に限定した保証金の徴収等を実施。(山梨県、京都府)
- 平成30年度からの新規契約に関して手数料を徴収。徴収開始前に1年間周知期間を設け、農地バンクの利用を止めたといったトラブルが起きないように留意。(岩手県)

4 果樹、茶、有機農業、放牧等の推進について

- ① 果樹・茶については、果樹産地構造改革計画の策定・見直しや人・農地プランの実質化等に向けた地域の話し合いを通じ、長期的な経営継承と農地利用の在り方を地域ごとに決めていくことが重要であり、農地バンクは各種産地協議会との連携を強化し、新植・改植、基盤整備や経営継承といった農地集積の機運を逃すことなく農地バンク事業の活用につなげていく。

その際、2の④に示した研修事業を活用し、研修を受講した担い手等が貸借を希望す

る場合には転貸を行い、更に、売買を希望する場合には機構特例事業を活用するなど、受け手となる担い手の意向に合わせて段階的に農地の利用調整を進めていくことも有効である。

- ② 有機農業はその特性上、慣行農業の圃場と隣接した場合、効率性が低くなるため、有機農業に取り組む圃場を集約し、団地化を図ることが有効である。また、放牧は、1～2頭当たり1ha程度の放牧地が必要であること、放牧地として長期的な利用が求められることから、放牧に取り組む圃場を集約し、団地化を図ることが有効である。このため、人・農地プラン等の地域の話合いを通じて、予め有機農業や放牧に取り組む区域を定めて長期的に農地利用を誘導していくなど、農地バンクの活用を通じた団地化に配慮した貸付けを有機農業又は畜産関係団体と連携しながら促進する。その際、農地バンクの借受公募において借受希望農地等のニーズの詳細を把握する。
- ③ 中山間地域については、高齢化や担い手不足がより深刻化している等の実態を踏まえ、中山間地域の対応強化策として地域集積協力金の農地バンクの活用要件を緩和しており、本協力金の活用のほか、必要に応じて、基盤整備事業の活用等、他の補助事業も組み合わせながら、農地バンクの活用を進める。
- ④ 麦・大豆の増産に向け、基本計画においては、作付の連坦化・団地化を進めることとしているが、関係部局と連携し、作付の連坦化・団地化を農地の集積・集約化に繋げることが重要である。特に、ブロックローテーションについては、対象農地について、連名による権利設定をすることにより、手続を改めて行うことなく、ローテーションを行うことが可能であり、こうした手法も活用する。

〔参考となる取組の例〕

- 4月に改訂された果樹農業振興基本方針を踏まえた、県振興計画の見直し及び産地計画の見直しと合わせた話合いを推進。（秋田県、三重県）
- リタイアが発生するぶどう園地を新規参入者に繋ぐ取組へ農地バンクも参画。（広島県）
- 市町が産地における受入体制や役割分担を明確にする産地パッケージ計画を策定し、生産・受入体制の充実した魅力ある産地形成により新規就業者の安定した受入・定着を促進。（山口県）
- 果樹について、県、市役所、JA、産地協議会等の関係機関が集まり、継承が必要な樹園地のマッピング（特定）作業を実施。（新潟県）

5 その他

- ① 受け手の負担軽減を図る観点から、農地バンク法施行規則第12条に基づく添付書類の省略を徹底すること。また、法定外で任意に徴収している書類については、各農地バンクにおいて再度必要性について精査を行い、添付書類の削減を進める。
- ② 本通知に定めのない事項については、「「改正農地バンク法を踏まえた農地の利用集積・集約化の加速に向けた農地バンクの推進体制の再構築等について」の一部改正について」（令和元年11月1日付け元経第1599号農林水産省経営局長通知）に基づき引き続き取り組むこととする。

〔参考となる取組の例〕

- 受け手が農地所有適格法人である場合、農業委員会に意見を聞くことで添付書類を省略できる規定を徹底。（島根県）
- 利用権を設定する際に、終期を12月末又は3月末に集中しないよう、柔軟に設定。（奈良県）
- 農地バンク設立当初に比較的短期間で設定したものの期限が出始めており、対応として、期間終了6ヶ月前頃に当事者に更新の意向を確認し、引き続き農地バンク事業の継続を誘導。（愛媛県）
- 設置物の原状回復などのリスク管理のため、設置物がある農地について1筆ごとに現地の状況を整理し、原状回復等の扱いについて出し手・受け手双方で取決め、覚書を作成し、農地バンクが保管。（山口県）

Ⅱ 今後の進め方

- ① Iの対応状況・方針について、本年9月以降、農林水産省経営局と各都道府県・農地バンク・県農業委員会ネットワーク機構等とで意見交換を行う。
- ② 意見交換の結果を踏まえて、調整を行った上で、その活動計画等に基づいた取組を実施する。望ましい取組内容については、他の都道府県にも展開するとともに、この改善方針についても必要に応じて変更する。
- ③ 各都道府県における活動計画等の実施状況については、事業の実施状況等をみながら、必要に応じフォローアップを行う。